

# 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策まとめ（令和2年7月9日現在）

個人・世帯向け

※資料の都合上、情報を一部簡略化して掲載しています。支援策の詳細については、各相談窓口までご確認ください。

☎:太子町役場が窓口となるもの  
【平日 8:30~17:15】

生活支援

☎特別定額給付金給付窓口  
☎079-277-1019

☎社会福祉課 児童福祉係  
☎079-277-1013

☎上下水道事業所 業務係  
☎079-277-3241

☎さわやか健康課  
☎079-276-6630

企業組合労協センター事業団  
☎079-224-2188  
【平日 9:00~17:00】

全国民

給付

特別定額給付金

一律1人あたり10万円を支給  
【申請期間】令和2年8月25日（火）まで

子育て世帯で  
家計が大変

給付

子育て世帯への  
臨時特別給付金

児童手当受給者に対し、子ども1人あたり1万円を支給

給付

ひとり親世帯  
臨時特別給付金

1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円を支給  
①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方  
②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方  
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方  
※①または②の受給者のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少していると申し出があった方（1世帯あたり5万円を支給）

全契約者

減免

水道基本料金の減免  
（町独自支援策）

水道基本料金を6ヶ月間減免（7月検針分~12月検針分）  
※上水道使用量の従量料金及び下水道使用料は減免対象外

妊産婦

給付

妊産婦支援給付金  
（町独自支援策）

妊産婦1人あたり5万円を支給  
※出産日または出産予定日が令和2年4月28日以降で、令和2年8月31日までに妊娠届出書を提出している妊産婦の方（要申請）  
※対象者には、申請書送付または窓口配布します。

離職等で  
家賃を払えない

給付

住居確保給付金

家賃実費（世帯人数により32,300円~42,000円上限）を支給  
【支給期間】原則3ヶ月

生活支援

学生の援助を  
してほしい

給  
付

就学援助特別給付金  
(町独自支援策)

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者(準要保護者)に対し、通常の就学援助に加え、**1人あたり2万円**を支給

☎教育委員会管理課  
☎079-277-1016

給  
付

学生支援緊急給付金

住民税非課税世帯の学生 **20万円**、それ以外の学生 **10万円**を支給  
※家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルスの影響で当該収入が大幅に減少することにより、大学等での就学の継続が困難になっている方

在学する学校

休業により  
家計が大変

融  
資

緊急小口資金(特例)

**10万円**(特例で**20万円**)を上限に**無利子・無担保**で貸付  
【貸付期間】2年以内  
【据置期間】1年以内

太子町社会福祉協議会  
☎079-276-4111  
【平日8:30~17:15】

失業により  
家計が大変

融  
資

総合支援資金(特例)

単身世帯 **15万円**、複数世帯 **20万円**を上限に**無利子・無担保**で貸付  
【貸付期間】10年以内  
【据置期間】1年以内

融  
資

離職者生活安定資金  
融資制度

解雇等で失業した方、休職中の方などに対し、**1件あたり50万円**を上限に貸付

☎産業労働部労政福祉課  
☎078-362-3362

税などの支払猶予・減免

休業や失業により  
期限までの  
納付・支払いが困難

減  
免

保険料等の  
支払い猶予・減免

- ・国民健康保険税の減免(※)
- ・後期高齢者医療保険料の減免(※)

猶  
予

- ・国民年金保険料の納付の猶予・免除

- ・介護保険料の減免(※)

☎町民課 保険係  
☎079-277-1012

☎町民課 年金係  
☎079-277-1012  
または  
ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570-003-004  
【平日8:30~19:00】

☎高年介護課 介護保険係  
☎079-276-6715

(※) 主たる生計維持者の事業収入等が前年度比30%以上減少する場合などの要件があります。

猶  
予

納税猶予

地方税の納付を**1年間**猶予  
※収入が概ね20%以上減少した方が対象

☎税務課 収税管理室  
☎079-277-5700

## 事業者向け

※資料の都合上、情報を一部簡略化して掲載しています。支援策の詳細については、各相談窓口までご確認ください。

### 経営支援

町内のお店を  
応援したい  
応援してほしい

配  
付

あすかふるさと応援商品  
券  
(町独自支援策)

町内の世帯主に対し、**商品券(10,000円分)**を配布  
※9月下旬頃までに送付予定  
**うち5,000円分は町内の小規模店舗(売場面積1,000㎡以下)での使用に限定**  
【使用期間】令和2年10月1日～令和2年12月31日

国の家賃支援給付金を  
受給した

給  
付

経営継続支援家賃給付金  
(町独自支援策)

国の家賃支援給付金(給付率2/3)に加え、**残りの1/3(最大6ヶ月)**を支給  
【上 限 額】**5万円**(月額家賃15万円)

国の持続化給付金の  
対象外だった

給  
付

経営継続支援持続化給付  
金  
(町独自支援策)

国の持続化給付金の対象とならない事業者のうち、令和2年1月から令和2年12月までのうち、いずれか1ヶ月の売上高が前年度同月比で20%以上50%未満減少した事業者に対し、**10万円**を支給

従業員の労働環境確保  
のための経費を  
補助して欲しい

給  
付

兵庫県中小企業事業再開  
支援金

【対 象 者】兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主  
【補助対象】令和2年4月7日から令和2年9月30日の間に発注(契約)、納品、支払いした経費  
※感染拡大を防止するために必要な経費  
(資材費、設備・備品購入費、改装、修繕工事費、委託費・外注費、リース料、印刷費)  
【補 助 額】中小法人：**20万円**(2事業所以上：**40万円**)  
個人事業主：**10万円**(2事業所以上：**20万円**)  
※補助金以上の事業実施が条件となります。

産業経済課 商工観光係  
☎079-277-5993

中小企業支事業再開  
支援金事務局  
☎078-361-1500

休業補償

休業要請等により  
売上が50%以上減少

給付

休業要請事業者  
経営継続支援金

- ①4月15日の休業要請等の対象施設  
中小法人：最大100万円、個人事業主：最大50万円を支給
- ②4月29日から5月6日の休業協力依頼の対象施設  
中小法人：30万円、個人事業主：15万円を支給
- ③5月7日以降の休業要請期間延長の対象施設  
中小法人：最大30万円、個人事業主：最大15万円を支給

経営継続支援金 相談ダイヤル  
☎078-361-2281  
【9：00～17：00】

売上等が5%以上減少

助成

雇用調整助成金（特例）

1日あたり15,000円/人を上限に休業手当を助成  
（助成率は各種要件により異なります。）  
※事業主から休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった方は、本人の申請により支援金が支給される場合があります。

ハローワーク姫路  
☎079-222-4511  
【平日8：30～17：15】  
※ハローワーク助成金デスク  
☎03-5253-1111

資金繰り

売上が5%以上減少

★  
融資

商工中金等による  
危機対応融資

【上 限 額】6億円（別枠）  
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内  
【据置期間】5年以内  
【金 利】基準金利▲0.9%（3年間）

商工組合中央金庫  
☎0120-542-711  
【平日9：00～17：00】

★  
融資

新型コロナウイルス  
感染症特別貸付

【上 限 額】中小企業事業6億円（別枠）、国民生活事業0.8億円（別枠）  
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内  
【据置期間】5年以内  
【金 利】基準金利▲0.9%（3年間）

日本政策金融公庫 姫路支店  
☎079-225-0571  
【平日9：00～15：00】

売上が5%以上減少  
（小規模事業者）

★  
融資

マル経融資  
（新型コロナウイルス対策）

【上 限 額】1,000万円（別枠）  
【貸付期間】設備10年以内、運転7年以内  
【据置期間】設備4年以内、運転3年以内  
【金 利】基準金利▲0.9%（3年間）

太子町商工会  
☎079-277-2566  
【平日8：30～17：30】

売上が5%以上減少  
（生活衛生関係営業）

★  
融資

生活衛生新型コロナ  
ウイルス感染症特別貸付

【上 限 額】8,000万円（別枠）  
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内  
【据置期間】5年以内  
【金 利】基準金利▲0.9%（3年間）

日本政策金融公庫 姫路支店  
☎079-225-0571  
【平日9：00～15：00】

★  
融資

生活衛生改善受付  
（新型コロナウイルス対策）

【上 限 額】1,000万円（別枠）  
【貸付期間】設備10年以内、運転7年以内  
【据置期間】設備4年以内、運転3年以内  
【金 利】基準金利▲0.9%（3年間）

資金繰り

売上が5%以上減少	融資 兵庫県新型コロナウイルス感染症対応資金 (県制度融資)	【上 限 額】 4,000 万円 【貸付期間】 10 年以内 【据置期間】 5 年以内 【金 利】 0.7% ※追加要件を満たした場合は、県の利子補給制度（3 年間 0%）及び国の信用保証料減免の対象となります。	取扱金融機関 または 産業労働部地域金融室 ☎078-362-3321
県制度融資の上限額を超えて融資を受けたい	融資 兵庫県新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	【上 限 額】 5,000 万円 【貸付期間】 10 年以内 【据置期間】 2 年以内 【金 利】 0.7%	産業労働部地域金融室 ☎078-362-3321
県制度融資を活用した	補助 信用保証付き融資における保証料補助金 (町独自支援策)	【上 限 額】 10 万円 国が実施する信用保証料減免のうち、1/2 軽減にとどまる事業者に対し、信用保証料を補助	産業経済課 商工観光係 ☎079-277-5993
国や県の利子補給制度を受けた	補助 太子町経営継続支援緊急対策利子補給金 (町独自支援策)	国や県の利子補給制度の対象で、さらに、追加要件を満たせば、町の利子補給制度（4～5 年目実質無利子）の対象となります。 【申請期間】 令和 3 年 2 月末まで ※令和 2 年 10 月 31 日（土）までに実行された融資に限ります。	
売上が50%以上減少	給付 持続化給付金	中小法人等：最大 200 万円、個人事業主等：最大 100 万円を支給	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 【8：30～19：00】
自粛要請等によって売上が急減した	給付 家賃支援給付金	申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される 6 ヶ月分を支給	中小企業庁総務課 ☎03-3501-1768

★のついた融資のうち、追加要件を満たした場合は、国における利子補給制度（3 年間実質無利子）の対象となります。

追加要件	支援策	概 要
①個人事業主 ②小規模事業者で売上 15%以上減少 ③中小企業者で売上 20%以上減少	特別利子補給制度	3 年間実質無利子・無担保 【上限額】 中小事業：2 億円 国民事業：4,000 万円

支援策は日々更新・追加されます。  
最新の情報は経済産業省 HP をご確認ください。  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

